

## 自転車駐車場設置義務制度とは

区内の駅周辺や商店街などの道路上には、放置自転車が目につきます。放置自転車は、通勤通学者のものもありますが、買い物客等が店舗に自転車駐車場がないため置いてあるものもあります。放置自転車は、車椅子や乳母車をはじめ、多くの歩行者の通行を妨害したり、緊急活動を阻害したり、まちの美観を損ねるなど、さまざまな問題を引き起こします。

このため、中野区では「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」に基づき、昭和63年3月「中野区自転車等放置防止条例」を制定し、放置自転車問題の解決に取り組んでいます。中でも、大量の自転車需要を発生させる施設の設置者に対しては、施設の利用者が自転車を放置しないよう、自転車駐車場の設置と管理を義務付けています。これを自転車駐車場設置義務制度といいます。

担当 中野区 都市基盤部 交通政策課 自転車対策係  
電話03-3228-5528/FAX03-3228-5675

### 自転車駐車場設置義務について

- ◎ 条項に【条】で示す条項は、「中野区自転車等放置防止条例」の各項を表す。
- ◎ 同じく【規】は「同条施行規則」の条項を表す。

#### 1. 義務の適用区域は

中野区全域に適用

条例に規定する施設設置者の自転車駐車場設置義務（以下、「設置義務」といいます。）が適用される区域（以下、「指定区域」といいます。）は、中野区内全域です。

【条第10条】

## 2. 施設を新設するときの自転車駐車場

指定区域内に、一定の用途に供し、かつ一定規模以上の施設を新築する場合、設置義務が生じます。

### (1) 該当する施設の種類、規模等

#### ① 自転車駐車場の規模の求め方

次に示した「自転車駐車場規模算出表」(以下「表」といいます。)のア欄に掲げる用途に供する施設で、イ欄に掲げる規模以上の店舗面積等を有するものを新築する場合には、ウ欄に掲げる基準により算定した台数分以上の収容能力を持つ自転車駐車場を、施設の敷地内又は敷地境界から直線距離で概ね50m以内の場所に設置しなければいけません。【条例第11条・規3条】

#### ② 対象施設の範囲

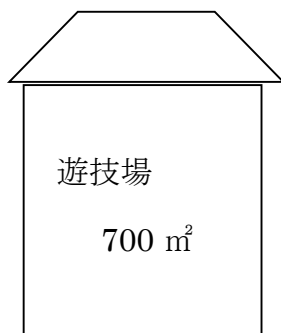
表のア欄に掲げる各用途に供する施設の範囲は、エ欄に掲げるとおりです。

【規第4条】

#### ③ 店舗面積対象部分とは

施設の床面積そのままでなく、表オ欄に示した部分の床面積を合計して求めるものとします。基本的には、業務の内容に直接係わらない廊下等や、利用者が入出しない事務室及び従業員専用の休憩室等の床面積はここでいう店舗面積に算入しません。【規第5条】

### ■ 自転車駐車場の規模の算出例 ■



店舗面積が700 m<sup>2</sup>の遊技場の場合

$$\frac{700 \text{ m}^2}{15 \text{ m}^2/\text{台}} = \underline{46 \text{ 台}}$$

1台未満の端数は切り捨てる

## 自 転 車 駐 車 場 規 模 算 出 表

ア	イ	ウ	エ【規第4条】	オ【規第5条】
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模	設置義務の対象となる施設の範囲	店舗面積に含まれる部分
1. 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	店舗面積が200㎡以上のもの	店舗面積20㎡ごとに1台	(特に定義せず)	小売店：売場、催事場、商品展示場、試着室及び仮縫室
				飲食店：客室及び待合室
2. 銀行、信用金庫その他の金融機関	店舗面積が250㎡以上のもの	店舗面積25㎡ごとに1台	銀行(国等が出資する特殊法人であるものを除く。)、相互銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び証券会社の本店又は支店で一般の顧客のための店舗部分を有するもの	接客室、待合室、応接室及び現金自動受払機設置室
3. ぱちんこ屋、ゲームセンターその他の遊技場	店舗面積が150㎡以上のもの	店舗面積15㎡ごとに1台	風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条1項7号及び8号に規定する営業を行うもの	遊技室
4. スポーツ、体育、健康の増進を目的とする施設	運動場面積が250㎡以上のもの	運動場面積25㎡ごとに1台	競技場、運動場、練習場等を常設し、これをスポーツ、体育、健康の増進のために一般の顧客に利用させて営業するもの	競技場、運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室及び観覧席
5. 学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が150㎡以上のもの	教室面積15㎡ごとに1台	教室、講堂、実習室等を常設し、これを学習、教養、趣味等の教授のために一般の顧客に利用させて営業するもの	教室、講堂、実習室、図書室及び資料室
6. 病院、診療所等の医療を提供する施設	診療室等・待合室の面積が150㎡以上のもの	診療室等・待合室の面積15㎡ごとに1台	医療法の規定による病院、診療所はり、きゅう、マッサージ、接骨	病院、診療所等

※図書館、幼稚園及び保育園に関しては表のア欄の5の施設には該当せず、設置義務は生じない

### 3. 一つの建物で二以上の用途に供する施設を新築する場合

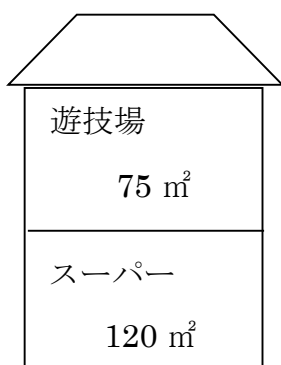
#### (1) 合算した台数が10台以上の場合は設置義務

実際のまちに建っている施設を見ると、表ア欄に示した用途の単独の施設より、むしろ1階が遊技場で地下にスーパーマーケットがあるというような建物が多いのではないのでしょうか。

このような一つの建物で複数の用途をもつ施設（条例では混合用途施設といいます。）を、指定区域内に新築する場合には、自転車駐車場の規模を次のように求めて設置してください。【条第12条】

- ① 当該施設内の表ア欄に掲げる用途ごとに、ウ欄に掲げる基準で台数を算定します。
- ② 各用途ごとに算定した台数を合算した値が、その施設における必要台数です。この台数が10台以上になる場合は駐車場の設置義務が生じます。

#### ■自転車駐車場の規模の算出例■



店舗面積が75 m<sup>2</sup>の遊技場と店舗面積が120 m<sup>2</sup>のスーパーが一つの施設の場合

$$\frac{75 \text{ m}^2}{15 \text{ m}^2/\text{台}} = 5 \text{ 台}$$

$$\frac{120 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} = 6 \text{ 台}$$

$$5 \text{ 台} + 6 \text{ 台} = 11 \text{ 台}$$

#### (2) 合算した台数が10台未満の場合は義務外（施設設置者の責務あり）

(1)の方法により合算した台数が10台未満の場合には、設置義務に該当しません。

ただし、「施設設置者の責務」【条第8条】にあるように、従業員用、顧客用など必要台数分の自転車駐車場を設置し、適正に管理してください。

#### 4. 大規模な施設を新設する場合

(1) 200 台を超えるものは超えた部分を 1/2 に軽減

指定区域内に、単一用途又は混合用途の施設を新築する場合、算定した自転車駐車場の規模が 200 台を超えるような大規模なものは、200 台を超えた台数に 1/2 を乗じて得た台数を 200 台に合算し、その台数を設置すべき自転車駐車場の規模とします。【条第 13 条】

##### ■ 自転車駐車場の規模の算出例 ■

###### ① 単一用途施設

店舗面積が 5,500 m<sup>2</sup> の百貨店の場合

店舗面積が、3,000 m<sup>2</sup> の百貨店と 2,000 m<sup>2</sup> の銀行  
が一つの施設の場合

3,000 m<sup>2</sup>  
20 m<sup>2</sup>/台

2,000 m<sup>2</sup>  
25 m<sup>2</sup>/台

= 230 台

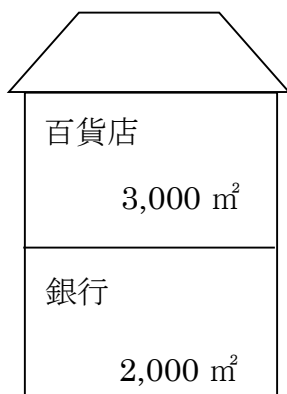
230 台 - 200 台 = 30 台

$$\frac{\text{m}^2}{\text{台}} = 275 \text{ 台}$$

$$275 \text{ 台} - 200 \text{ 台} = 75 \text{ 台}$$

$$200 \text{ 台} + 75 \text{ 台} / 2 = \underline{237 \text{ 台}}$$

$$200 \text{ 台} + 30 \text{ 台} / 2 = \underline{215 \text{ 台}}$$



店舗面積が、3,000 m<sup>2</sup> の百貨店と 2,000 m<sup>2</sup> の銀行  
が一つの施設の場合

$$\frac{3,000 \text{ m}^2}{20 \text{ m}^2/\text{台}} = 150 \text{ 台}$$

$$\frac{2000 \text{ m}^2}{25 \text{ m}^2/\text{台}} = 80 \text{ 台}$$

$$150 \text{ 台} + 80 \text{ 台} - 200 \text{ 台} = 30 \text{ 台}$$

$$200 \text{ 台} + 30 \text{ 台} / 2 = \underline{215 \text{ 台}}$$

## 5. 施設を増築するときの自転車駐車場

### (1) 増築後の全施設規模が10台以上なら設置義務

指定区域内で増築をしたときに、設置義務の適用を受ける施設の用途及び設置すべき自転車駐車場の規模の算定基準は、基本的に新築の場合と同様です。

つまり、表ア欄に掲げた用途の施設が対象となり、表ウ欄の基準で台数を算定するという事です。

算定方法は、増築部分のみを対象とするのではなく、増築後の施設をすべて新築したとみなして当該施設に必要な規模を算出し、そこから現に設置されている自転車駐車場の規模を控除して、新たに設置すべき規模とします。

### (2) 条例施行前の建築部分は除外

条例が施行される以前に建築された部分は、(1)による算出の際に店舗面積などから除外して、自転車駐車場の規模を算出します。【条第14条】

ただし、「施設設置者の責務」【条第8条】がありますので、必要台数分の自転車駐車場を設置し、適正に管理してください。

## 6. 施設を用途変更するときの自転車駐車場

### (1) 用途変更後の全施設規模が10台以上なら設置の努力義務

指定区域内で設置義務の適用を受ける施設に用途変更をしたときは、自転車駐車場を設置するよう努めてください。【条第14条の2】

設置すべき自転車駐車場の規模の算定基準は、基本的に新築の場合と同様です。

算定方法は、用途変更部分のみを対象とするのではなく、用途変更後の施設をすべて新築したとみなして当該施設に必要な規模を算出し、そこから現に設置されている自転車駐車場の規模を控除して、新たに設置する規模とします。

## 7. 設置義務該当の場合の届出

設置義務該当者は次の2種類の届出が必要です。

### (1) 自転車駐車場設置・変更届 2部

施設の建設に先立って提出していただくものです。建築確認申請時まで提出してください。【条第18条】

なお、届出に際しては、次のような書類の添付が必要です。【規第7条】

- ① 施設及び自転車駐車場の近隣案内図
- ② 施設及び自転車駐車場の配置図
- ③ 施設の各階平面図
- ④ 店舗面積等求積内訳表
- ⑤ 自転車駐車場平面図
- ⑥ 自転車駐車場構造図（駐車のための装置を用いる駐車場に限る。）

また、提出いただいた後に届出内容等に変更があった場合も、この様式を使用して速やかに届け出てください。

### (2) 自転車駐車場設置完了届 2部

自転車駐車場が完成次第、自転車駐車場設置完了届を提出してください。

区では、すでに提出されている自転車駐車場設置・変更届と照合の上、この届出に基づいて検査を行います。【規第7条第2項】

## 8. 自転車駐車場の設備・構造

自転車駐車場の設備・構造は、次の各事項に留意し、利用者の安全が確保され自転車が有効に駐車できるものでなくてはなりません。【条第17条】

### (1) 1台1㎡以上が基準

駐車台数1台につき1㎡以上の面積を必要とします。ただし、土地の形状及び多層式ラック等で効率的な駐車が可能な装置を用いるとき等、この基準によりがたい場合は、この限りではありません。【規第6条】

### (2) 駐車場の表示を

案内板、路面表示などにより、自転車駐車場である旨が利用者によくわかるよう表示してください。

### (3) 安全利用の配慮を

利用者の安全のために必要と思われるときは、照明設備や柵等を配置してください。

#### (4) 参考となる解説書

- ◎ 「自転車駐車場設置基準に関する調査報告書」(昭和 54 年 (社)日本道路協会自転車駐車場設置基準調査特別委員会)
- ◎ 「機械式自転車駐車場設置基準」(昭和 55 年 建設省都市局都市再開発課)
- ◎ 「自転車駐車場整備マニュアル」(平成 9 年 建設省都市局監修、自転車駐車場研究会編著)

### 9. 自転車駐車場の管理

自転車駐車場は、その施設で発生する駐車需要に応じるため設置を義務付けるものです。その目的に適合するように管理してください。【条第 19 条】

#### ◆適正利用のための留意点

- ◎ 施設の利用者（お客さん）以外が利用しないよう管理してください。例えば通勤、通学者等の自転車が駐車しているため、施設利用者の自転車を置くスペースがなくなり、路上に置かれること等がないようにしてください。
- ◎ 荷物置き場や売場など、自転車駐車場以外の目的で使用又はそれらと共有しないでください。

### 10. 自転車整理誘導員の設置

自転車駐車場は、単に設置されるだけでなく適切に管理することが必要です。自転車駐車場の規模の合計が 70 台以上である場合、区長が必要と認めるときは、当該自転車駐車場の自転車等の整理及び誘導を行うため、整理誘導員の設置が必要です。【条第 19 条第 2 項】

- ◎ 設置人員、時間帯等区長が指示します。

### 11. 立ち入り検査等

区長は条例に適合して自転車駐車場が設置されているかどうか等、条例の規定を施行するため必要なときは、施設又は自転車駐車場の所有者等から報告や資料の提出を求めることがあります。また、施設等に立入検査を実施することがあります。

【条例 20 条、規第 8 条】



## 12. 措置命令

規定の自転車駐車を設置しなかったり、たとえ設置していても、その構造、設備及び管理に違反がある場合には、区長は期限を定めて違反を是正する措置の実施を命ずることがあります。【条第 21 条、規第 9 条】

## 13. 公表

区長の措置命令に従わなかったり、立ち入り検査、報告の拒否等を行ったときは、その者の氏名及び違反事実を公表することがあります。

この公表は、その行為者自身並びに行行為者の所属する法人等の両方について行います。【条第 22 条】

## 14. 罰則

区長の措置命令に従わなかったり、立ち入り検査、報告の拒否等を行ったときは、罰則があります。

自転車駐車場設置は、条例上定められた行政上の義務であり、その履行のための最終の担保と罰則を付しました。【条第 37 条～条第 39 条】

## 施設設置者の責務について

自転車駐車場の設置義務は、一定の用途で大量の自転車駐車需要を発生させる施設の設置者に自転車駐車場の設置を義務付けたものです。

しかしながら、設置義務に該当しないからといっても自転車の駐車需要がないわけではではありません。やはり、従業員用や顧客用の自転車駐車場は必要です。十分な自転車駐車場が設置されていないと、周辺道路に放置されることとなります。

そこで、条例では区民等の責務と並んで、義務に該当しない施設、義務に該当する施設であっても、その前提として施設設置者の責務を以下のように規定しています。

- ◎ 施設設置者は、(中略)施設利用者のために、必要かつ十分な広さの自転車駐車場を設置するよう努めねばならない。
- ◎ 施設設置者は、自転車整理員の配置等の方法により、その施設における駐車自転車等の整理及びその施設の周辺における自転車等の放置防止に努めなければならない。

### 【条第8条】

#### (1) 適用区域は

この責務は、自転車放置規制区域等に関係なく中野区全域に生じるものです。

#### (2) 自転車駐車場の設置規模や設備

設置義務を負う施設の場合は、当然条例の規定によります。既存の施設や義務の生じない用途や規模の施設の場合も、1台当たりの面積や設備は、条例の基準に準じて設置してください。

#### (3) 自転車整理員などの配置を

自転車駐車場は、義務に該当する、しないにかかわらず、単に設置すればよいというものではありません。駐車場内は常に整理していないと、周辺道路へ放置されることとなります。自転車整理員などを配置して、駐車場内を整理し、周辺道路へ放置されないよう努めてください。

### ■条例の施行と設置義務の適用開始（新基準）■

- ◆ 自転車駐車場設置義務の適用開始：2009年1月1日以降に建築基準法第6条の確認を受ける建築物

担当 中野区 都市基盤部 交通政策課 自転車対策係

電話03-3228-5528/FAX03-3228-5675